## 島根県雲南市 地域おこし協力隊 募集要項

島根県雲南市では、都市部の人材を活用し、地域力の維持・強化を図ることを目的に「地域おこし協力隊」を募集します。 本事業は、総務省の「地域おこし協力隊」制度を活用して、都市部の人材(以下「協力隊員」)を地域で受入れることにより、都市等で 培ったスキルや暮らしを活かした地域活性化などの効果を期待しています。 今回募集で限り、後日では、アンドルでは、アンドルでは、アンドルの取り組みをさらに強化し、空き

家の利活用促進に取り組んでいただきます。

3,007,771,707,702.0	
勤務場所	島根県 雲南市
募集人数	1名
事業概要 (活動内容)	雲南市で課題となっている空き家の利活用が広がるよう、市内外の関係者をつないで空き家の再生を促進する。また、企業チャレンジの取り組みをさらに強化する。
	三新塔あきば協議会、株式会社たすき、雲南市土地開発公社など、空き家活用に取り組む団体の活動サポートを通じて、関係者とのつながりを深め、地域の状況を把握し、事業の展開に協力していただきます。 (2)空き家再生のためのイベントの企画・運営 空き家の利活用に向けた「セミナー」や「DIYイベント」などを企画・運営します。雲南市ではDIT(Do It Together)の活動をする団体「KILTA」や、雲南市産の木材の利用促進に取り組む団体もあり、協力して事業を進めることもできます。 (3)企業チャレンジ取り組む企業や団体とのコーディネートやサポート 雲南市は「日本ーチャレンジに優しい町」として企業によるチャレンジを推進しています。企業チャレンジについて
	は、地域課題を地域と協働で解決を推進する企業の実証事業などを検討しており、コーディネートやサポートの役割をお願いします。 (4)空き家の所有者と空き家の使用希望者、双方からの相談窓口の構築 上記(1)~(3)の取り組みを通じて、空き家の所有者と空き家の使用希望者の双方から相談を受け、状況に応じた 団体や機関とのつなぎ役となり、空き家利活用に向けて伴走する相談窓口を構築します。
募集対象	3大都市圏内の都市地域若しくは一部条件不利地域又は政令指定都市に在住の方で、雲南市に住民票を移動し、令和5年12月以降、移住・勤務できる方 ※「3大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び 奈良県の区域の全部。 ※「条件不利地域」とは、次の①~⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村で、「都市地域」とは、これ に該当しない市町村です。①過疎地域自立促進特別措置法(みなし過疎、一部過疎を含む)、②山村振興法、③離 島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特 別措置法
身分	雇用契約なしで個人事業主として活動
委託期間	令和6年1月上旬~令和6年3月31日。 ※採用の日から令和6年3月31日までを一区切りとし、年度更新により最大3年まで延長可(実績により更新)。
活動時間	毎月20日×8時間分の時間を予定。活動日誌、状況報告書を毎月提出していただきます。
委託料	月額最大220,000円(税込) ※活動費は補助金として別途支給
待遇	雇用契約がないため、福利厚生はありません。国民健康保険および国民年金は自己加入となります。 活動に必要な経費を予算の範囲内で補助金として交付します。※申請・交付の手続き必要あり。
応募方法	指定の応募用紙、住民票を下記住所まで郵送または持参して下さい。
	提出先 〒699-1392島根県雲南市木次町里方521番地1 雲南市役所 政策企画部 政策推進課
	随時募集
選考方法	【一次選考】書類審査 【二次選考】一次選考合格者を対象に、二次選考試験(面接試験等)を雲南市役所で行います。
	二次選考試験の日程等は、一次選考結果に併せて通知します。
留意事項	上記面接又は着任に係る交通費又は引越し費用等は個人負担とします。
お問い合わせ・ お申し込み先	〒699-1392 島根県雲南市木次町里方521番地1 雲南市役所 政策企画部部 政策推進課 電話:0854(40)1011 FAX:0854(40)1029 E-mail:seisakusuishin@city.unnan.shimane.in

E-mail:seisakusuishin@city.unnan.shimane.jp